

菅義偉内閣総理大臣による日本学術会議会員候補者任命拒否に強く抗議し、任命されなかった6名を直ちに任命するよう求める理事長声明

- 1 2020年（令和2年）10月1日、政府は、菅義偉内閣総理大臣（以下「菅首相」という。）が、日本学術会議が推薦した次期日本学術会議の会員候補者105名のうち6名を任命しなかった（以下菅首相が会員候補者を任命しなかった行為を「本件任命拒否」という。）ことを記者会見で明らかにした。
- 2 日本学術会議は、戦前に大日本帝国憲法下で存在した学術研究会議を源流とする組織であり、戦争中、学術研究会議が戦争遂行に協力したことに対する反省に立脚し、内閣総理大臣所轄の組織として1949年（昭和24年）1月に設立された。一時、総務大臣の所轄とされたが、現在は内閣総理大臣の所轄であり（日本学術会議法（以下「法」という。）1条2項）、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映させることを目的とする」（法2条）機関である。
- 3 また、日本学術会議は、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。」及び「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。」を「独立」して行う機関であって（法3条）、科学に関する研究等諮問することを適当と認める事項について政府から諮問を受ける（法4条）。のみならず、政府の諮問等によらずに「日本学術会議の目的の遂行に適当な事項」という幅広い事項について、独自に勧告を出すことができる（法5条6号）。

政府の諮問等によらずに勧告を出す権限が付与されたということは、日本学術会議には、政府の方針とは必ずしも同じではなくともあえて勧告を行うことが法によって求められていることを意味する。

科学に関する重要な政策についての視点と考察の多様性が確保されるためのものであり、その意味で日本学術会議の独立性は極めて高度なものが求められているのである。

すなわち、日本学術会議は、憲法 23 条の保障する学問研究の自由と密接にかかわる使命を有しつつ、その高度な独立性が求められる機関である。

4 さらに、日本学術会議の会員は内閣総理大臣が任命する（法 7 条 2 項）と法が定めるが、1983 年（昭和 58 年）、日本学術会議の会員選定方法が法改正により選挙制から学会推薦に基づく内閣総理大臣の任命へと変更された際、その「任命」の意味が国会において議論の対象となった。この議論の中で政府は、「学会やらあるいは学術団体から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的な任命に過ぎません」（同年 5 月 12 日参議院文教委員会における中曽根康弘内閣総理大臣答弁）と国会で答弁した。これら国会における政府の答弁を前提として内閣総理大臣の任命とする法改正がなされたのである。

5 こうした法の趣旨目的、日本学術会議が持つ高度の独立性及び法の改正過程からすれば、内閣総理大臣による会員の任命はまさに形式的なものにすぎないのである。

このことは、内閣総理大臣が任命する会員の候補者の選出が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから」行われる日本学術会議の推薦に委ねられていること（法 17 条）、内閣総理大臣は、この日本学術会議の「推薦に基づいて」会員を任命すべきものとされていること（法 7 条 2 項）、さらに、内閣総理大臣は、会員に不適當な行為があった場合でも日本学術会議からの申出に基づく場合でしか退職させることができない（法 26 条）ことから明らかである。

- 6 2004年（平成16年）、日本学術会議の会員選定方法が、学会推薦から日本学術会議が選考推薦する方式へ変更された。この審議に際し、当時の所轄の総務省が内閣法制局に提出した法案審査資料においても、「日本学術会議から推薦された会員の候補者につき、内閣総理大臣が任命を拒否することは想定されていない」と明記されていた。これを前提として上記の推薦方法を変更する法改正がなされており、当時の政府も内閣総理大臣の任命は形式的なものであることを確認していた。
- 7 にもかかわらず、菅首相は、任命を拒否する理由について特段の説明もなく本件任命拒否を行った。このような広い裁量が内閣総理大臣にあるとの解釈は、法17条が唯一の会員選定の基準として定める「優れた研究又は業績がある科学者」であるか否かの判断をあたかも内閣総理大臣がなしうることを前提とするが如きであり、上記の各法改正時における提案者たる政府の説明や提出資料に明らかに反するものである。上記のように、これらの説明や提出資料を前提として各法改正がなされたのであるから、その内容は法に取り込まれたものと解するべきであり、単なる「政府解釈」によって変更されうるものではない。法解釈の変更は一切許されないものではないが、法改正の審議時に提案者が示した解釈を変更するには、それ相応の根拠が必要と思われるところ、その根拠は全く示されていないのである。
- 8 本件任命拒否は、以上のような誤った法解釈に基づき、何らの理由を説明しないまま行ったものであり、法執行機関である行政機関が法を曲げ、国会における議論を無視したものであって、日本学術会議法に反し違法であるのみならず、学問研究の自由を保障する憲法23条を脅かすものである。

さらにいえば、内閣は「法律に定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理する」(憲法73条4号)という憲法上の要請に反するものであって、到底是認できない。

仮に、内閣総理大臣が会員候補者の任命を拒否することができる例外があり得るとしても、その理由が広く是認されうる明確な場合に限られ、その理由については十分に説明されなければならない。しかるに、これまで政府はこの点に関し「総合的・俯瞰的観点から」との曖昧な説明しかしておらず、政府の説明責任を果たしたものは到底評価できないのであって、その点からも違法な任命拒否と言わざるを得ない。

- 9 よって、当連合会は、本件任命拒否に対して強く抗議するとともに、本件任命拒否により任命されなかった6名を直ちに任命するよう求める。

2021年(令和3年)2月18日

近畿弁護士会連合会

理事長 道上 明